

## 【修士論文要旨】近世の女訓に関する考察

鬼頭孝佳（名古屋大学文学研究科中国哲学専攻D1）

### キーワード

女訓・言説分析・女性の主体化と抑圧・儒教の内在的理解・フーコー・比較研究・良妻思想と賢母思想・従順と果敢・諫言・三次元権力論・ドレスコード・儒仏神三教の関係

本稿は、女訓（女性向けの教訓書）をめぐる解釈の問題から出発する。すなわち、女訓を現代の文脈から手放しに評価する立場とその価値を否定的に論ずる立場の対比から、そのどちらにも欠けているものを補おうとしたのが本稿である。つまり、停滞した儒教社会としての江戸から儒教が明治に向けて強化されていく社会としての江戸へと、儒教研究の視点が儒教を内在的に理解しようとする方向にシフトしていくただ中であって、江戸時代における儒教的な女訓が女性をいかなる面で「主体化」し、いかなる面で「抑圧」し、一体現実社会においてどの程度の影響力を持ち、どのような時代背景の下に構想されたのかを検討するための予備的考察に当たる。いわば今後の研究に向けた手掛かりを得るための出発点である。具体的には、フーコーにおける主体形成論・権力論に着想を得て、女性の学問の在り方・男性と女性の役割分担の在り方・女性の風俗と宗教の在り方の3点に今回は注目し、女訓を儒教による平等・差別の言説資源として分析する。この視点は女訓の比較のために、仮に設定したものにすぎないので、今後対象とする文献によって、帰納的にどのようなカテゴリーに設定すべきかを検討し直さなければならない。

対象とした女訓は、内容に儒教の影響が濃厚なもの、「作者」が明確で、「作者」が女性教育や女性に関する政治に関与していること、対象とする女訓が明治にも影響を与えていたことを条件に選定した。そのうえで、同時代の傾向を掴むために生没年と階層（身分）が近い2人の人物をサンプリングし、おおまかな通時的傾向を掴むべく、江戸時代全体を前期・中後期・末期に区分した。すなわち、江戸時代前期では熊澤蕃山（1619-1691）『女子訓』と貝原益軒（1630-1714）『和俗童子訓』『教女子法』、中後期では上杉鷹山（1751-1822）『老が心』・『女五常訓』と松平定信（1758-1829）『難波江』・『楽亭かんな筆記』、末期では吉田松陰（1830-1859）『妹に与ふる書』・『女訓』と佐久間象山（1811-1864）『女訓』の女訓を扱った。

本稿は全7章から構成される。序章「研究の概要」では、研究の問題意識を述べることによって、筆者の先入見を明らかにし、そのうえで本稿全体の研究目的を述べた。そして対象とする文献の絞り込み条件を設定し、各章の目的と概要を提示した。

続く第1章「対象とする作者と女訓の概要」では、女訓の「作者」の略歴と対象とする女訓の書誌事項を整理し、最後に対象とする女訓が女訓全体でどのような位置付けを占めているかについて補足的な説明を行った。

さらに第2章「先行研究の位置付け」では、戦後における儒教的な女訓の比較研究及び各「作者」の女訓に対する個別の研究について網羅的に概観し、その傾向を整理した。すなわち、両者の先行研究に共通する大きな問題点として、女訓研究が文学・思想史研究と教育史研究、女性史の間で埋没傾向であったこと、封建＝儒教＝家父長のトリアージから成る暗黒の近世像を与件としていたことを指摘した。そして比較研究においては明確な比較軸が設定されていなか

ったこと、個別研究においては「作者」の思想全体における女訓の位置付けが不十分であることを問題点として併せて把握した。本章までが本研究の準備段階に当たる。

そして第3章「女性の学問」では、従来儒教では女性の教育への関心は非常に低いとされてきたが、今回比較した女訓のほとんどが執筆者の関心に応じて女性の学問の内容を具体的に規定し、女性を学問の主体として位置付けていることを確認した。具体的には女性に無知を強いだという通説は定信にしか見られず、多くの儒者がそれぞれの女性に「ふさわしい」学問を構想していたということを明らかにした。また、江戸前期には良妻思想しか見られなかったが、江戸中後期からは賢母思想も看守できた。個別に検討としたこととしては、「裁縫」に関する教訓について蕃山が現実を素朴に反映していたのに対して、益軒が出版を意識して階層による「裁縫」の差異に言及しなかったこと、鷹山や松陰の中で男女の形式的平等の達成と実質的平等の不達成が整合性を持って行われていたこと、さらに女子教育にふさわしい言語をめぐる益軒と松陰の差異がそれぞれの依拠する学問的背景から生じていたことが挙げられる。

次いで第4章「内治・外事論の行方」では、従来役割分担自体がキリスト教を背景とする近代西欧の性別役割分業観に準えられ、批判されてきていたが、朱子学の理一分殊論に即して再評価した結果、時代が下るごとに、例えば女性による体たらくな男性への諫言をめぐる、儒教の内在的で本来的な「男女平等」の考え方が男性優位の言説空間を構築する形で「解釈」し直され、ルークスの三次元権力論を下敷きに、男性の女性に対する権力が巧妙化したことを明らかにした。個別には、奥向きと表立った対立が無かった鷹山と大奥と激しく対立した定信の政治的環境が女訓の内容に影響を与えていること、松陰や象山がそれまでの「従順」な女性像に「果敢」な女性像を付け加えたことが権力の巧妙化にとって重大な意味を持つということ論じた。

最後に第5章「女性の風俗と信仰」では、各女訓における風俗と信仰の記述がいかなる「作者」の背景あるいは時代背景に基づくのかについて検討した。具体的には風俗論として主としてドレスコードについて、信仰論として女性の信仰における儒仏神三教の位置付けについて考察した。個別に、益軒と蕃山のドレスコードにおける差異が服飾史の変化に連動したものであること、益軒と蕃山の信仰論の差異をウェーバーの「宗教の合理化」という視点から評価できること、松陰に見られる仏教への矛盾した態度が「イデオロギー」（動員のための概念装置）という観点から統一的に把握できることを検討した。本章までが本論となる。

残る終章「結論及び今後の課題と展望」では、本稿全体を各章ごとに総括したうえで、序論で提示した本稿全体の研究目的に即して結論を整理した。そのうえで本稿が今後の研究においてどのような位置付けを示すのかについて「今後の課題」として言及した。すなわち、本稿で結論したことは単なる「素描」にすぎず、時代背景との突き合わせを通じた、より実証的で緻密な論証を不可欠とする点、また漢字文化圏としての東アジア比較研究も視野に、今回扱わなかった人物や女訓に対する検討を量的に蓄積しなければならない点、男女差別の背景を普遍的視座から扱うのではなく、地域的・歴史的な脈に即して明らかにしなければならない点を挙げた。

なお、2014年1月12日現在、本修士論文は筆者が博士前期課程を修了した国際言語文化研究科を所管する情報・言語合同図書室において全文公開されている。研究の進捗状況から個別的問題に止まらず、研究視点という意味でも書き改めなければならない記述は多々出てきているが、修士論文執筆時における研究対象への理解度をできるだけそのままの形で掲載した。ただ、この要旨の執筆自体は修士論文を反省的に振り返るという目的の下に行っている。